

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 48、議案第 46 号、多度津町立多度津地区公民館の廃止についてを議題といたします。

これより先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 46 号についてを採決いたします。

本件の議決については、地方自治法第 244 条の 2 第 2 項及び議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例第 3 条の規定により、出席議員数の 3 分の 2 以上の同意が必要な特別多数議決となります。

また、特別多数議決の場合、議長にも採択権が付与されております。

私も採決に加わることとなりますので、ご了承願います。

本案は委員長報告のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。